

番 号：150599

国 名：パキスタン

担当部署：社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室

案件名：シンド州における女性の所得向上を通じたエンパワーメントプロジェクト 詳細計画策定調査（南アジア地域研究/評価分析/ジェンダー）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：南アジア地域研究/評価分析/ジェンダー
- (2) 格 付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年9月上旬から2016年2月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.80M/M、現地 1.03M/M、合計 1.83M/M
- (3) 業務日数：準備期間 第1次現地業務 国内作業 第2次現地業務 整理期間
3日 15日 8日 16日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月19日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 44点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 10点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 10点

(計100点)

類似業務	社会・経済分析および評価分析に係る各種業務
対象国／類似地域	パキスタン／南アジア
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

パキスタンを含む南アジアではインフォーマル経済が大きな役割を担っている。

ILO の報告書（2011）によると¹、パキスタンの農業外労働人口の約 8 割が、インフォーマル経済部門で働いており、この数は 1999-2000 年の 122 万人から 2008-2009 年の 162 万人へと増加傾向にある。こうした人々の内、女性の占める割合は 71.4% に上るが、その大半（8 割）は家内労働者（Home Based Workers 以下 HBWs）と言われている。2011 年の ILO のレポートによれば、家内労働者の地域分布は、8 割程度がパンジャブ州、そして 1 割弱がシンド州となっている。

こうした家内労働者は、他者からの請負作業に従事しているにも関わらず、明確な労使関係にないため雇用統計に表れにくく、また、個々人が家内で個別の生産活動に従事しているため、その労働の実態がわかりにくい。そのため、家内労働者は「見えざる労働者」（Invisible Workers）と呼ばれている。また、明確な労使関係にないため労働者として認識されておらず、労働者の基本的権利を擁護する労基法の対象となっていない。こうした事情より、家内労働者の多くは以下のようないわゆる問題に直面しているといわれている。1) 不安定で不当な報酬（多くの場合出来高制—piece rate）、2) 劣悪な労働環境での作業、3) 低い生産性、3) 未組織化による低い交渉力、4) 必要とされる金融サービスや職業訓練などへの限られたアクセス、5) 事故や病気対応のための保険や基礎社会サービスへのアクセスの欠如等々。

かかる状況下、パキスタン政府は、同国経済に大きな役割を担っているインフォーマル経済、特に、その中でも、低所得層と女性が多い家内労働者の経済活動および厚生水準の改善をめざす技術協力プロジェクト「シンド州における女性の所得向上を通じたエンパワメントプロジェクト」を我が国に要請した。これを受け、JICAは詳細計画策定調査を行うこととした。

本詳細計画策定調査は、プロジェクトの要請背景、内容を確認し、実施機関や関係機関との協議を経て協力計画を策定しプロジェクト内容について基本合意を得るとともに、プロジェクトの事前評価を行うため必要な情報を収集、分析することを目的として実施する。なお、本件では現地調査を 2 回に分け、1 回目で要請背景・内容確認を行った上で、2 回目にプロジェクトに関する基本合意を得ることを想定している。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、5 項目評価（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、他の団員と協力して、プロジェクトの協力計画策定のために必要な調査を行う。その際、パキスタンにおけるインフォーマルセクター、家内労働者（特に女性家内労働者）のおかれている状況について十分情報収集・分析を行い、パキスタンの文脈において妥当な枠組みをプロジェクトの協力計画に反映すること。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的な担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2015年9月上旬）

- ① 要請背景及び内容を把握する（パキスタン政府の政策文書、関連報告書、資料・情報の収集・分析）。
- ② 担当分野に係る現地調査計画・方針・収集情報・収集方法を検討する。
- ③ パキスタン関係機関（シンド州女性局等）及び他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成し、他団員と相談・協議の上、完成させる。
- ④ 事前打合せ、対処方針会議等へ参加する。

（2）第 1 次現地派遣（2014年9月上旬～9月下旬）

¹ ILO, Searching for the Invisible Workers A Statistical Study of Home Based Workers in Pakistan (2011)

- ①当機構事務所等との打合せに参加する。
- ②先方政府側関係機関（シンド州女性開発局、シンド州労働局等）との協議及び現地調査に参加し、パキスタンの家内労働者（特に女性労働者）に関し、社会・ジェンダー分析／配慮に基づき以下を把握する。なお、家計調査については別団員が行う予定であり、同団員と調査事項の調整・分担を行うこと。
 - ア) 家内労働者支援政策・制度の現状
 - イ) 家内労働者支援関連部局の組織体制・事業実施能力
 - ウ) 家内労働者がおかれている社会経済的状況
 - (ア)家内労働者の社会経済的属性
 - (イ)生活・労働環境
 - (ウ)請負関係
 - エ) 家内労働者の組織化の状況
 - オ) 家内労働者政策実施に伴う、家内労働者にとっての潜在的リスク・コスト・ベネフィット
- 加えて、必要な情報・資料の収集、整理をもとにジェンダー分析を行う。
- ③他ドナー・機関の援助動向、援助協調枠組み、連携の可能性等について整理する。
- ④担当分野に係る現地調査結果を当機構事務所等に報告する。

（3）国内作業期間（2014年10月上旬～11月下旬）

- ①現地調査結果を整理し、担当部分の報告書（案）の作成および他コンサルタント団員の担当部分を含む報告書の取りまとめに協力する。
- ②他団員の調査結果も踏まえ、JICA が示す協力の骨子に基づき、PDM（Project Design Matrix）案（和文/英文）、PO（Plan of Operation）案（和文/英文）、及び事業事前評価表案（和文）を検討・作成する。
- ③追加調査事項について整理の上、質問票を作成する。
- ④帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果・第2次調査の方針を報告する。

（4）第2次現地調査（2015年12月中旬～12月下旬）

- ①当機構事務所等との打合せに参加する。
- ②相手国関係機関との協議及び現地調査に参加し、当該プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。
- ③評価5項目の観点からプロジェクトの分析を行う。特に以下の事項に留意する。
 - （ア）アプローチの妥当性（上位目標及びプロジェクト目標の達成のために、他に採りうるアプローチと比較して本プロジェクトで採用するアプローチの妥当性、協力対象機関の妥当性、他の援助機関のアプローチと比較しての妥当性）の検討
 - （イ）本プロジェクトの実施による対象地域の家内労働者および家内労働者支援の政策・制度に与えるインパクト
 - （ウ）持続性（組織、予算、技術（人材・成果物の活用））の見込み
- ④本プロジェクトの枠組み（対象者、パイラット州（シンド州を想定）、協力期間、成果、活動、指標、パキスタン側・日本側双方の負担事項、プロジェクトのロジックの整理・確認）を踏まえて詳細計画を策定する。情報を収集、分析の上、具体的な活動を概案設計する。またここで得られた情報を評価5項目の記述に反映する。
- ⑤上記結果を基に、事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- ⑥結果及び関係機関等のコメントを踏まえたうえで、PDM（案）、PO（案）（ともに和文/英文）（案）、及びM/M（案）とR/D（案）（ともに英文）の作成に協力する。
- ⑦担当分野に係る現地調査結果を当機構事務所等に報告する。

（3）整理期間（2016年1月上旬～2月上旬）

- ①事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。

- ② 帰国報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 詳細計画策定調査報告書（案、担当部分）（和文）
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、別途JICA側より支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載してください）。
- (2) 一般管理費等の上限加算
本案件は業務環境に鑑み、パキスタンについては一般管理費等率に10%を上限として加算できるものとする。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の第1次現地調査期間は、2015年9月9日から3週間程度、第2次現地調査期間は12月中旬から2週間を予定している。第1次は当機構調査団員と同時に現地入りし、第2次は1週間程度先行して現地調査の開始を予定している。

- ② 現地での業務体制 本業務に係る調査団構成は、以下のとおり。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 貧困層支援・格差是正（JICA）
- エ) 南アジア地域研究/評価分析/ジェンダー（コンサルタント）
- オ) バリューチェーン分析（コンサルタント）
- カ) 家計調査・マイクロファイナンス（コンサルタント）

③便宜供与内容

当機構事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎

あり

- イ) 宿舎手配

あり

- ウ) 車両借上げ

全行程における移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することになる）

- エ) 通訳傭上

なし

- オ) 現地日程のアレンジ

主に機構がアレンジしますが、一部直接アレンジをお願いする場合もあります。

- カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

ウェブサイトで公開されている以下の資料を参考の上、プロポーザルを作成ください。

ILO (2011), Searching for the Invisible Workers A Statistical Study of Home Based Workers in Pakistan

JICA (2015) パキスタン国別ジェンダー情報整備調査 ジェンダープロファイル報告書

[http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/cfe2928f2c56e150492571c7002a982c/74875bed7d20467349257b010026a259/\\$FILE/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%AA%9E%E7%89%88%202014.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/cfe2928f2c56e150492571c7002a982c/74875bed7d20467349257b010026a259/$FILE/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%AA%9E%E7%89%88%202014.pdf)

(3) その他

- ①ジェンダーに関する業務経験があることが望ましい。
- ②業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ③パキスタン国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICA事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じること。

④不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。